

1、 住込人の公費支給手当の支給
 2、 立寄給養員組合の家賃
 3、 寒 寒 寒 寒

○ 養護手当の支給
 立寄人の子供が六歳二十歳未満の子供に養護手当を支給する。養護手当の額は、立寄人の所得が二十万円以下の場合、月額一萬五千元、二十万円を超え四十万円以下の場合、月額一萬二千元、四十万円を超え六十万円以下の場合、月額一萬円、六十万円を超え八十万円以下の場合、月額八千円、八十万円を超えの場合、月額七千円とする。養護手当は、立寄人の所得が二十万円以下の場合、月額一萬五千元、二十万円を超え四十万円以下の場合、月額一萬二千元、四十万円を超え六十万円以下の場合、月額一萬円、六十万円を超え八十万円以下の場合、月額八千円、八十万円を超えの場合、月額七千円とする。

法人 協同會 福岡出張所

法人 協同會 福岡出張所

- 3、 制服の全額支給
 - 4、 最低給料の四拾五圓支給
 - 5、 住込人への待遇改善
 - 6、 退職手当法の適用
 - 7、 盆正月の賞與支給
 - 8、 食費拾五圓支給
 - 9、 犠牲者を絶對に出さぬこと
- 組合設立を撤回して提出したる第二回の要求事項
- 1、 一箇月二日の公休を附與す但し一日壹圓計貳圓とす
 - 2、 制服費は全額支給す但夏二着冬一着とす
 - 3、 給料は現給月収の三割増とす
 - 4、 住込人の待遇を改善す但し店主毎に要求交渉す
 - 5、 退職手当は支給方考慮す但眞養亭現在に做ふこと